## INTERNATIONAL MONETARY FUND

# Public Information Notice

EXTERNAL RELATIONS DEPARTMENT

パブリック・インフォメーション・ノーティス (PIN) No.07/97 **2007** 年 **8** 月7日

International Monetary Fund 700 19th Street, NW Washington, D. C. 20431 USA

### IMF 理事会、世界的不均衡に関する多国間協議を検討

2007年7月20日、国際通貨基金(IMF)理事会は世界的不均衡に関する中国、ユーロ圏、日本、サウジアラビア及び米国との多国間協議(マルチラテラル・コンサルテーション)に関する IMF スタッフ報告を検討した。

### 背景

2006 年 6 月 5 日、IMF 専務理事は、世界経済の成長を維持しつつ世界的不均衡に対処することに焦点をあてた初の多国間協議を開始すると発表した<sup>1</sup>。中国、ユーロ圏、日本、サウジアラビア及び米国は、経常収支赤字や黒字が現在の世界的不均衡に直接関わっている国・地域、若しくは世界経済に占める割合が極めて大きいため世界の需要や貯蓄動向が変化する際に世界の経済成長の下支えに寄与できる国・地域であることから、IMF が参加を呼びかけ、これら国・地域は呼びかけに応じた。

多国間協議の開始時点で、米国の巨額な対外経常収支赤字とそれに対応する他国・地域の黒字に見られる世界的不均衡は、五年ほど継続して拡大を続けていた。この間、IMF 理事会は不均衡が世界経済に及ぼすリスクと、これに対処するための政策調整の必要性を繰り返し強調してきた。2004 年初頭より、国際通貨金融委員会(IMFC)も、そのコミュニケにおいて、秩序だった調整を円滑におこなうために必要な政策(いわゆる IMFC 戦略²)を発表している。しかし、IMFC 戦略の方向性につい

-

<sup>1</sup> 多国間協議は、専務理事の中期的戦略にもとづいて導入された IMF の新たなインストルメントであり、システミックな重要性や地域的な重要性をもつ特定の問題に関係している小数の国・地域を集めて対話を強化し、最終的に、その問題に対処する行動を促進することを目的とするものである。(2006 年 6 月 5 日付 IMF プレス・リリース No.06/118 を参照。http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06118.htm)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> IMFC 戦略には、米国における財政健全化を含む国民貯蓄の引き上げ、欧州における成長強化ための 改革の一層の進展、日本における財政健全化を含むさらなる構造改革、新興アジアにおける、幾つかの経 常収支黒字国の為替相場のより一層の柔軟化を伴う、国内需要の喚起、産油国におけるゆとりある供給能

ては広く合意がなされたものの、このような取り組みの実効は限定的なものである と見られ、行動志向の対話のための新しい手段が必要であると考えられた。

多国間協議は、2006 年 7~8 月に、IMF 調査団による各参加 5 ヵ国・地域への個別 訪問から始まり、引き続き 2006 年 9 月から 2007 年 3 月にかけて、全参加国・地域の参加する会議が 3 回開かれた。以上の議論を受け、参加国・地域と IMF スタッフは 2007 年 4 月 14 日に多国間協議の成果に関する共同報告を発表した<sup>3</sup>。同報告には、参加国・地域の政策の進展や計画の概略を示した付属文書も含まれている。参加国・地域は、多国間協議が問題点の理解やそれぞれの立場についての相互理解を深めるために有用なイニシアティブであると共同報告で述べている。また IMFC 戦略を支持する旨を再度表明し、付属文書で示された各参加国・地域の政策は、IMFC 戦略と整合的であるとしている。報告書はさらに、こうした各国・地域の政策実施が相まって、堅調な経済成長の持続と不均衡の解消に向けたさらなる重要な一歩となるであろうと述べている。参加国・地域は状況の進展に応じ必要な場合には再び協議の場に集まることに合意した。また IMF は引き続き、通常の加盟国別の政策監視や多国間及び地域における政策監視のなかで、状況の進展をモニターしていくとされた。

理事会は 2007 年 4 月 9 日、同報告の主要点について説明を受けた。その後同報告は同 4 月 14 日、IMFC 朝食会において検討された。IMFC はコミュニケ<sup>4</sup>において同報告を歓迎し、参加国・地域によって掲げられた政策計画は、IMFC 戦略の実施面での更なる進展であることに留意している。コミュニケはさらに、これまでの経過から、多国間協議は加盟国間の議論と協力を通じて国際的な問題に取り組むための有用なアプローチであり、IMF のサーベイランスを高め、深化させる貴重な手段であることが実証されたと述べている。さらに、第 1 回目の多国間協議のプロセスと結論、将来への教訓について、理事会でレビューを期待する旨を述べている。

#### 理事会による評価

理事達は、IMF 初の多国間協議における議論を検討し、その結論を評価する機会を

力とマクロ的経済安定に整合的な支出の増加などが含まれる。

3 2007年4月14日付IMFプレス・リリース No. 07/12を参照。 (http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0772.htm)

<sup>4</sup> 2007年4月14日付IMFプレス・リリース No. 07/71を参照。 (http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0771.htm) 歓迎した。今回の多国間協議では、IMFCの戦略の概要に従い、堅調な世界経済の成長を維持しつつ世界的不均衡に対処するための議論が行われた。理事達は、中国、ユーロ圏、日本、サウジアラビアおよび米国が第1回目の多国間協議に参加したことを歓迎した。さらに、参加国・地域が、世界的不均衡の縮小は多角的な重要課題でありかつ共通の責務であることを再確認し、また問題の世界的な重要性に鑑み、不均衡の秩序ある解消は IMF 加盟国すべての利益になると認識している点を強く支持した。

世界的不均衡に伴うリスクについての認識は低下してきたものの、依然として世界的に重大な懸念事項となっている。世界的な需要のいくらかのリバランスを伴い不均衡がついに安定化傾向を示し始めたこと、多国間協議参加国・地域やその他各国の経済政策や経済動向が IMFC 戦略と整合的な形で展開してきたことなど、過去一年間に歓迎すべき兆候が見られたとの見解を理事達は示した。しかし、依然として大幅な不均衡が存在しており、無秩序で大きなコストを伴う調整の可能性も排除できない。仮に大幅な不均衡が削減されず、または世界的な成長が鈍化すれば、保護主義の高まりによりこのようなリスクが深刻化する可能性があるだろう。

理事達は、不均衡が世界経済に及ぼすリスクと、秩序ある調整を実現するために必要な政策の内容の双方について、IMF が繰り返し強調してきたと認識している。 IMFC 戦略に沿った勧告を推進することについて広く合意されていたものの、実際の進展は 2006 年初頭まで比較的限定的なものであった。このような状況下において、政策対話を強化し、さらには不均衡に対処するより迅速な政策的措置を目指す多国間協議が開始されたことは、時宜を得たものであり、国際金融制度の安定を促進するという IMF の中心的責務に完全に沿ったものである、との見解を理事達は示した。

理事達は参加国・地域による協議に関する報告を歓迎し、全体として多国間協議における議論が、IMFC 戦略に具体性をもたらすような、首尾一貫した中期的アプローチに関する合意を深める一助となったと考えた。このアプローチに基づく措置は、世界的な成長を維持しつつ不均衡を徐々に縮小させるもので、地域的及び国際的観点からも有益であり、そして各国・地域がオーナーシップを持って策定されたものである。これに関連して、理事達は各参加国・地域が提示した政策意図に関する個別声明を特に歓迎した。こうした政策は、概して IMF が個別の 4 条協議や「WEO(世界経済見通し)」において勧告したものほど積極的なものではないものの、当該各国・地域に関する IMF の中期的展望に沿った、重要な一歩となるものである。全体として IMFC 戦略の主要分野すべてにおける対策を含み、実行に移されれば中

期的な不均衡削減に大きく貢献することとなろう。さらに、こうした政策意図を発表したことにより、国際社会による監視に際して有益な工程表が提示され、また国際社会が不均衡削減に共同で取り組んでいるとの信頼感の醸成に寄与するだろう。

理事達は参加国・地域が発表した政策計画の実施が今後の鍵になるとの見解を示した。過去二ヵ月において参加国・地域は、それぞれその政策意図の実施に向けて一定の歓迎すべき進展をみせてきた。しかしとられるべき対策の余地は多く、最終的には、成長を維持しつつ世界的不均衡を縮小するという点でいかに進展があったかに関連して多国間協議の成功が評価される必要がある、という見方で理事達は合意した。IMFに対しては、今後も参加国・地域との4条協議に関するスタッフレポート及び、「WEO(世界経済見通し)」や「GFSR(国際金融安定性報告書)」などを含む多国間政策監視の双方を通じて、進行状況を積極的にモニターするよう提案した。一部の理事からは、政策措置は中期的な視点に立って考えられるべきものではあるが、具体的なスケジュールやベンチマークを示していたなら進行状況の評価や見通しの管理が明確に行えたであろう、との意見もでた。理事達は、参加国・地域が今後の状況の進展によって必要と判断される場合は再度協議をおこなう用意があることに留意した。また、参加国・地域が秩序ある調整を推進するにあたって主要な役割を担っている一方、他の国々にも果たすべき役割があるという点を強調した。

革新的な第1回目の多国間協議の経緯を振り返り、理事達は多国間協議によるアプローチは有効であり、IMFの多国間政策監視を強化・深化させるための貴重なツールであるとの見方を示した。第1回目の多国間協議は、二つの点で特徴的であることに留意した。すなわち、不均衡解消に大きな役割を果たす可能性がある少数の参加国・地域が自主的に参加したこと、及び、IMF 理事会や IMFC を通して国際社会全体が意見を表明する枠組みが存在したことの二点である。この二つの特徴に鑑み、将来どのような問題に対処する必要があるのか不確定であることをも考慮すれば、今後運用手順の柔軟性を保つべきであろう。多国間協議はシステミックな重要性や地域的な重要性をもつ、中期的なマクロ経済及び金融における問題への取り組みに最も適しているのではないか、との見解を理事達は示した。

現時点で最終的な教訓を引き出すのは時期尚早であるものの、理事達はこれまでの経験から、多国間協議は、スタッフによる相当量の準備作業と IMF 理事会での議論がおこなわれた場合、もっとも有効に機能するだろうとの感触を得た。手続き面では、状況の予期せぬ進展に対して調整をおこなう柔軟性や、参加国・地域の選好を受け入れる柔軟性が必要であることが第1回目の多国間協議で明らかになった。またハイレベルでの非公開会合が、率直で建設的な議論の促進や、参加国・地域の

問題点の理解やそれぞれの立場についての相互理解を深めるのに役立ったと考えている。理事達は、IMF 理事会及び IMFC による時宜を得た関与は、政策監視における IMF 理事会の役割を果たし、協議の過程に正当性を付与し、国際社会による協議結果の評価を可能とするために必須なものである点を強調した。これについては複数の理事が、より明確で強力な役割を IMF 理事会に与えるべきであるとの見方を示した。理事達はまた、第1回目の多国間協議に必要とされたリソースの膨大さや IMF の厳しい予算の制約に鑑み、費用対効果を慎重に分析した上で、他の機関や議論の場での活動との重複を避ける必要性を強調した。

パブリック・インフォメーション・ノーティス (PIN) は、経済の進展及び政策に関するIMF の見解及び評価の透明性を高めるためにIMFが行っている作業の一部である。PINは加盟国の同意を得た上で、加盟国との第4条協議、地域レベルでのサーベイランス、プログラム終了後のモニタリング、及び長期プログラム下にある加盟国に関する事後的評価を目的とした理事会における議論の後、発行される。PINは、また、一般的な政策事項に関する理事会における議論の後にも、特別の事情により理事会で別段の決定がない限り、発行される。